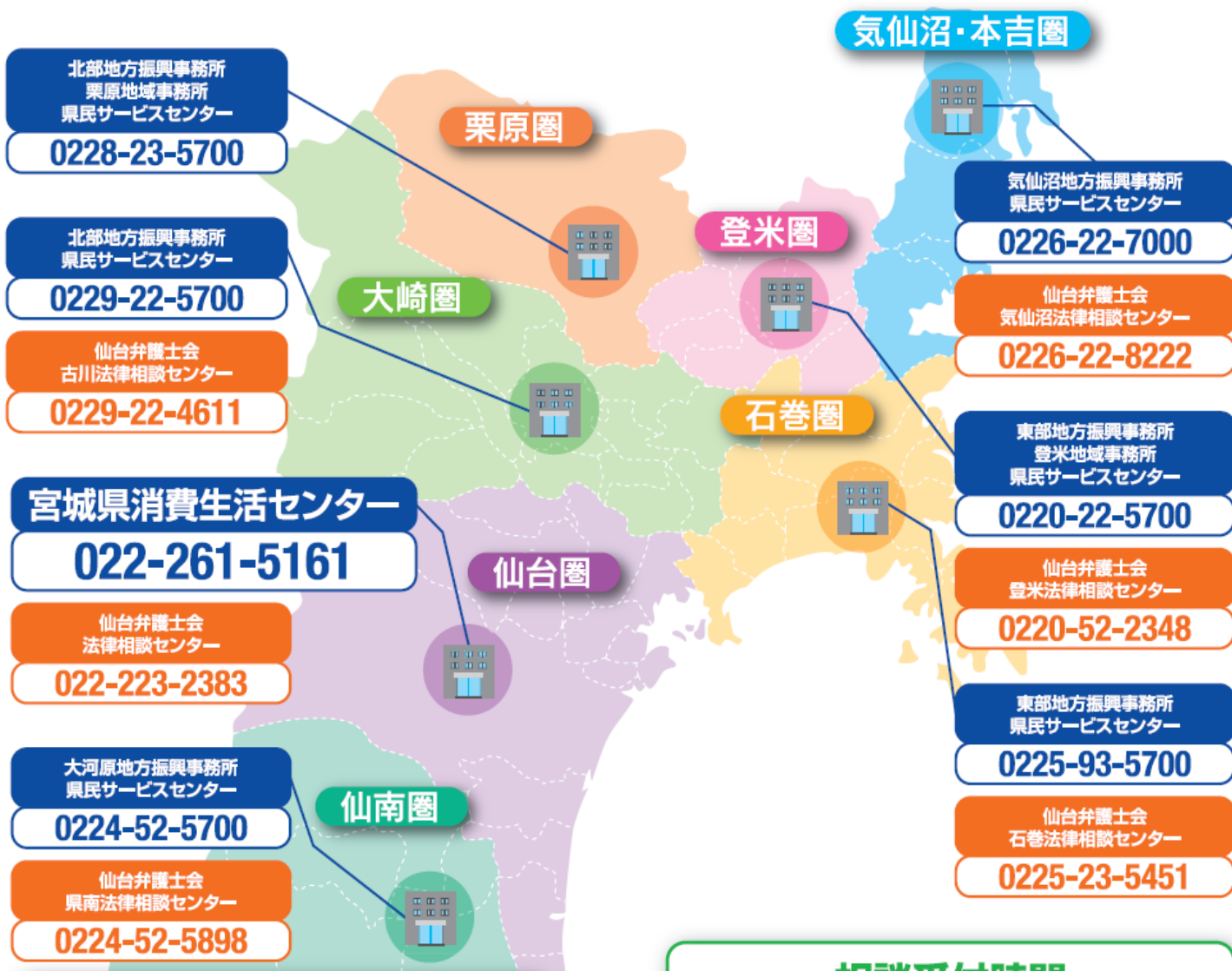


困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費者ホットライン
188 (嫌や!)
お住まいの地域でその日相談できる窓口につながります。
その他、市町村でも消費生活相談窓口を設置しています。

警察相談専用電話
#9110

相談受付時間

宮城県消費生活センター
平日:9:00~17:00 土日:9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。

各地方振興事務所県民サービスセンター
平日:9:00~16:00
※土日祝日年末年始はお休みです。

宮城県消費生活センターのホームページから、
本情報誌のバックナンバーをご覧ください。
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html>



本情報誌についてのお問合せは、宮城県消費生活・文化課相談啓発班まで (電話 022-211-2524)

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

◆ATMを操作しても還付金はもらえません！

◆消費者の皆様へ

◆ペットなどによる火災事故に注意

◆コンビニ払いを指示する架空請求



2017
10 October
月号
第91号

ATMを操作しても還付金はもらえません！

高齢者に対し自治体職員等のふりをして、「医療費の還付がある」などと言い、ATM（現金自動預払機）から振り込みをさせようとする、いわゆる「還付金詐欺」による被害が後を絶ちません。



市役所から「4年分の医療費の還付金が2万円ほどある」と電話があった。「手続きは今日中だ。近くのコンビニに行って、ATMの前から指定の電話番号へ連絡するように」と指示された。コンビニから連絡し、指示されるままにATMを操作したが、出てきた明細を見ると、約100万円を振り込んだことになっていた。

★被害に遭わないために★

- 「お金が戻ってくるので携帯電話を持ってATMへ行くように」と言われたら還付金詐欺です。行政機関や金融機関の職員が還付金等の受け取りのためにATMの操作を行うように連絡することは絶対にありません。
- 「手続きは今日中」などとせかされても、慌てないことが大切です。周囲に相談するなど、冷静に対処しましょう。一度お金を支払ってしまうと、取り戻すのは極めて困難になります。
- 不審な電話があったら、最寄りの警察やお住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談ください。



消費者の皆様へ

知事及び市町村長からのメッセージ

県民の皆様への安心・安全な消費生活を確保するため、県及び市町村では、今後も引き続き、消費生活相談体制の充実や消費者被害の未然防止のための消費者教育・啓発活動など、消費者行政の推進に取り組めます。

宮城県知事	仙台市長	石巻市長	塩竈市長	気仙沼市長	白石市長
名取市長	角田市長	多賀城市長	岩沼市長	登米市長	栗原市長
東松島市長	大崎市長	富谷市長	蔵王町長	七ヶ宿町長	大河原町長
村田町長	柴田町長	川崎町長	丸森町長	亘理町長	山元町長
松島町長	七ヶ浜町長	利府町長	大和町長	大郷町長	大衡村長
色麻町長	加美町長	涌谷町長	美里町長	女川町長	南三陸町長

～ 困った時は、お近くの消費生活相談窓口へご相談ください ～

ペットなどによる火災事故に注意

事例

留守中にガスコンロ付近から出火し、周辺が焼けてしまった。室内で放し飼いにしていた猫が、点火ボタンに触れバーナーに点火し、コンロの上に置いていたプラスチック製ボウルに火がついたようだ。



★ペットなどによる火災事故に遭わないために★

- ペットがガスコンロやIH調理器に寄りかかったり、上に登るなどしてスイッチを入れてしまうことがあります。
- 万が一そのような事態になっても火災につながらないように、ペットを家に残して出掛ける際は、ガスコンロは元栓を閉めるかロックを掛け、電気製品は電源プラグを抜いてください。
- ガスコンロやIH調理器などの周囲に可燃物を放置しないでください。
- ペット以外にも、冷蔵庫やエアコン室外機等にネズミやゴキブリ等が入り込んで、体や糞尿でショートを引き起こすことがあります。
- ごみや段ボール等を給湯器やエアコン室外機の周囲に置かないようにしたり、こまめに掃除するなど、ネズミやゴキブリ等が集まらないように注意してください。



コンビニ払いを指示する架空請求

架空請求やワンクリック請求などで、プリペイドカードによる支払いを要求されたという相談が多数寄せられています。また、詐欺業者に利用されている仮想通貨購入用の口座にコンビニから消費者に入金させ、不正に仮想通貨を入手するという新たな手口も見られるようになりました。

事例1

スマートフォンを操作していたら誤って広告をクリックしてしまい、画面に「登録」と表示された。不安になり、業者に電話すると「5万円払わなければ、学校に連絡する」と脅された。指示通りにコンビニでプリペイドカードを購入し、そのカード番号の写真を撮ってメールで送ってしまった。



事例2

携帯電話に知らない電話番号から着信があり、かけなおした。すると、「アダルトサイトの閲覧料金が未納なので、裁判にする予定だが、今すぐ7万円を支払えば止めることができる」と言われた。身に覚えがないが、相手に指示された番号をコンビニの端末に入力して、レジで7万円を支払った。後からおかしいと思い消費生活センターに相談すると、全く知らない人物が所有する仮想通貨購入用の口座に振り込んでいたことがわかった。

★トラブルに遭わないために★

- 身に覚えがなければ連絡してはいけません。無視しましょう。相手にこれ以上個人情報を漏らさないようにしましょう。
- 事例1のように、プリペイドカードの番号を教えることはプリペイドカード自体を譲ったことと同じです。プリペイドカードは匿名性が高いため、支払った金額を取り戻すことは難しくなります。プリペイドカードの番号は他人に決して教えないようにしましょう。



©宮城県・旭プロダクション

- 事例2のように、仮想通貨購入用の口座に入金してしまうと、詐欺業者はすぐに入金された日本円を仮想通貨に交換し、別口座に送金していることが多く、お金を取り戻すことは非常に困難です。
- 心配なときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。もし支払ってしまった場合でも、なるべく早く相談しましょう。



★188（いやや！）泣き寝入り 消費者ホットライン★

お近くの自治体の消費生活相談窓口をご案内します。
1人で悩まず相談しましょう！

